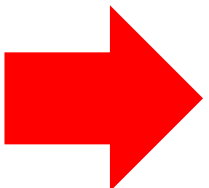


# 住宅ローン減税の適用要件の弾力化について(新型コロナウイルス感染症関係)

○ 既存住宅を取得した際の住宅ローン減税の入居期限要件(取得の日から6ヵ月以内)について、取得後に行った増改築工事等が新型コロナウイルス感染症の影響で遅れ入居が遅れた場合でも、一定の期日までに増改築等の契約を行っている等の要件を満たしていれば、入居期限を「増改築等完了の日から6ヵ月以内」とする。

既存住宅取得の日から  
6ヵ月以内に入居



契約期限等の要件(※)を満たし、  
**増改築等完了の日**から  
6ヵ月以内入居

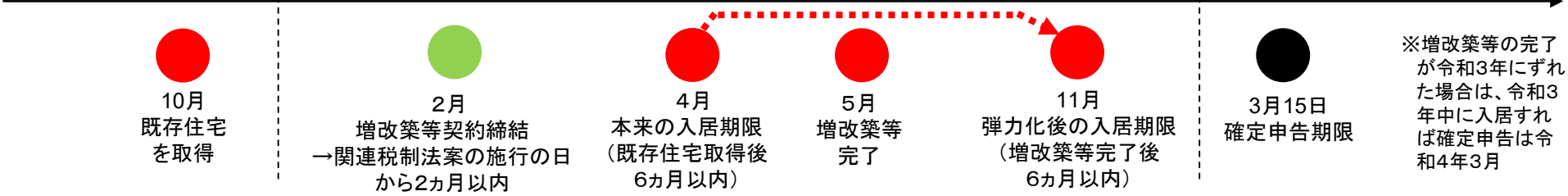
※以下の要件を満たす必要あり

- (1) 以下のいずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること。
  - ・ 既存住宅取得の日から5ヵ月後まで
  - ・ 関連税制法案の施行の日から2ヵ月後まで(施行の日より前に契約が行われている場合でも構いません。)
- (2) 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響によって、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと。

※適用イメージは以下の通り  
令和元年(2019年)

令和2年(2020年)

令和3年(2021年)



※耐震基準を満たさない既存住宅でも、取得から6ヵ月以内に耐震改修を行い入居するなら、住宅ローン減税や不動産取得税の特例(住宅・住宅用地)の対象にできる特例(買って耐震)についても同様に措置。

【問い合わせ先】 国土交通省住宅局住宅企画官付

メールアドレス: [hqt-jutakutakuchi\\_atmark\\_gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-jutakutakuchi_atmark_gxb.mlit.go.jp) ※「\_atmark\_」を「@」に置き換えてください。

URL(Q&Aを掲載): [http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000017.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html)

